

意見書 (医師記入)

若宮こども園長 殿

園児名

年 月 日生

(病名) 該当疾患に☑をお願いします

	麻しん(はしか)
	風しん
	水疱(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜炎(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

病状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園許可と診断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆様へ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復しかかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの「意見書」をこども園に提出してください。

登園禁止の感染症 (意見書)

令和5年5月

医者に意見書(登園許可書)を書いてもらう

《 医師が記入した意見書が望ましい感染症 》

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症から1日前から発しん出現後4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失すること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157・O26・O111等)		医師により感染の恐れがないと認めるまで認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されていなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること 幼児(乳児)にあっては、3日を経過していること

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの場合は
新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書を使用してください。